



## <残高証明書発行のご案内>

### 1. 必要書類

|   |  |                       |
|---|--|-----------------------|
| ① | 「残高証明書発行依頼書（相続用）」（当書類）                       | ※黒の消せないボールペンでご記入ください。 |
| ② | 被相続人の死亡日と相続人がわかる「法定相続情報（法務局の認証文付き）」または「戸籍謄本」 |                       |
| ③ | 相続人（代理人）の「印鑑証明書」（発行日から6ヶ月以内）                 |                       |

全て原本をご提出ください。原本はコピー後に返却します。

残高証明書（残高確認書）は相続人等からの依頼により発行いたします。

代理人が発行依頼する場合は委任状と委任者（相続人）の印鑑証明書も必要です。

### 2. 発行手数料（2026年4月1日現在）

1通につき440円（税込）となります。

#### （1）定期預金の経過利息について

- ① 定期預金の経過利息表示欄にチェックを入れた場合の手数料は1通につき2,200円（税込）となります。
- ② 経過利息表示の対象口座（定期預金口座）を保有していなかったとしても差額は返金されません。
- ③ 経過利息が発生していなかったとしても差額は返金されません。

#### （2）投資信託の残高証明について

- ① 投資信託の残高証明書（残高確認書）を希望される場合は、預金等の残高証明書発行手数料とは別に1通につき440円（税込）を申し受けます。手数料をお振込等の際にご注意願います。  
例1）預金等の「残高証明書」1通と投資信託の「残高証明書（残高確認書）」1通の発行をご希望される場合は合計2通分の発行手数料880円（税込）を申し受けます。  
例2）預金等の「残高証明書（定期預金の経過利息表示あり）」1通と投資信託の「残高証明書（残高確認書）」1通の発行をご希望される場合は2,200円（税込）+440円（税込）=2,640円（税込）を申し受けます。

#### （3）手数料の支払い方法について

- ① 発行手数料は以下の口座へお振込をお願いいたします。
- ② 当金庫本支店窓口でもお支払いいただけます。
- ③ 別途「相続手続依頼書」を同時に提出し相続預金解約手続時に解約金から差し引くことも可能です。解約手続後に残高証明書を発行いたしますのでお時間をいただくことをご了承ください。

#### （4）その他

- ① 証明書は手数料の収納を確認後に発行いたします。
- ② 証明書発行手数料をお振込される方で領収書をご希望の場合は、「領収書発行を希望します」にチェック「✓」をしてください。

### 3. 発行手数料振込先

|           |                                     |               |
|-----------|-------------------------------------|---------------|
| 金融機関名・支店名 | チュウオウロウドウキンコ<br>中央労働金庫              | ホンテン<br>本店営業部 |
| 預金種目・口座番号 | 普通預金                                | 0106452       |
| 受取人名      | ロウキンソウゾクサポートフリコミグチ<br>ろうきん相続サポート振込口 |               |

※ご依頼人名の前に、受付番号【 - 】を付して振込をご依頼ください。

<例> 26-1234 労金太郎

※入出金明細証明書発行手数料と合算でお振込できます。

残高証明書発行依頼書（相続用） 兼 残高確認書発行依頼書

中央労働金庫 宛

|      |    |   |   |   |
|------|----|---|---|---|
| ご記入日 | 20 | 年 | 月 | 日 |
|------|----|---|---|---|

被相続人の取引について、下記内容のとおり、残高証明書（残高確認書）の発行を依頼します。

|      |    |  |            |    |   |   |   |
|------|----|--|------------|----|---|---|---|
| 被相続人 | 氏名 |  | お亡くなりになった日 | 20 | 年 | 月 | 日 |
|      | 住所 |  |            |    |   |   |   |

|      |                             |  |    |
|------|-----------------------------|--|----|
| 相続人等 | 氏名<br><small>(本人自署)</small> |  | 実印 |
|      | 住所                          |  |    |
|      | 被相続人との関係                    | <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 相続人代理人 <input type="checkbox"/> 遺言執行者    遺産整理受任者<br><input type="checkbox"/> 相続財産管理人 <input type="checkbox"/> 相続財産清算人 <input type="checkbox"/> ( ) |    |

| 証明日 [発行基準日]<br><small>(いずれかに☑をしてください)</small>    | <input type="checkbox"/> 死亡日現在の残高証明書（残高確認書）の発行を希望します。<br><input type="checkbox"/> 20 年 月 日 現在の残高証明書（残高確認書）の発行を希望します。   |      |      |                               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|------|------|-------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 対象口座<br><small>(☑をしてください)</small>                | <input type="checkbox"/> 預金・借入金・出資金・債券（国債）すべてのお取引  | 発行通数 | 通    | 440円（税込）/通または<br>2,200円（税込）/通 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | <input type="checkbox"/> 投資信託取引（残高確認書を発行）  | 発行通数 | 通    | 440円（税込）/通                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | <input type="checkbox"/> 口座を指定して発行   | 発行通数 | 通    | 440円（税込）/通または<br>2,200円（税込）/通 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>口座番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> | 科目   | 口座番号 |                               |  |  |  |  |  |  |  | ・1通につき440円（税込）<br>・定期預金の経過利息表示欄に<br>チェックを入れた場合は1通につき<br>2,200円（税込） |  |
| 科目   | 口座番号   |      |      |                               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |      |      |                               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |      |      |                               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |      |      |                               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |      |      |                               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 定期預金の経過利息表示<br><small>(希望される場合は☑をしてください)</small> | <input type="checkbox"/> 下記注意事項を確認したうえで定期預金の経過利息の表示を希望します。<br>◆ 定期預金の経過利息表示欄にチェックを入れた場合の手数料は1通につき440円（税込）ではなく2,200円（税込）であること<br>◆ 経過利息表示の対象口座がなかったとしても返金されないこと<br>◆ 経過利息がなかったとしても返金されないこと<br>◆ 経過利息は死亡日現在のものに限ること          |      |      |                               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 発行手数料の支払方法<br><small>(いずれかに☑をしてください)</small>     | <input type="checkbox"/> 中央労働金庫 本支店窓口 <input type="checkbox"/> 別途「相続手続依頼書」を同時に提出し<br>相続預金解約手続時に解約金から差し引く<br><input type="checkbox"/> 振込（ <input type="checkbox"/> 領収書発行を希望します ）    発行手数料支払日 月 日                            |      |      |                               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※裏面「残高証明書発行のご案内」を参照のうえ、必要書類を添付してご依頼ください。  
 ※投資信託の証明内容は「受益権記録残高および投信取引にかかる預り金残高」となり、証明日は残高確認基準日となります。  
 また、預金等の残高証明書とは別に「残高確認書」を発行いたします。手数料が別途必要となります。

【金庫使用欄】

| 検印 | 印鑑照合 | 取扱日（日付係同時印） | CIF番号 | 受付日（日付係同時印） | 受付番号<br><small>(相続サポートシステム)</small> | 手数料受入確認<br><small>(日付係同時印)</small> |
|----|------|-------------|-------|-------------|-------------------------------------|------------------------------------|
|    |      |             |       |             | —                                   |                                    |

## <残高証明書発行のご案内>

### 1. 必要書類

|   |  |                       |
|---|--|-----------------------|
| ① | 「残高証明書発行依頼書（相続用）」（当書類）                       | ※黒の消せないボールペンでご記入ください。 |
| ② | 被相続人の死亡日と相続人がわかる「法定相続情報（法務局の認証文付き）」または「戸籍謄本」 |                       |
| ③ | 相続人（代理人）の「印鑑証明書」（発行日から6ヶ月以内）                 |                       |

全て原本をご提出ください。原本はコピー後に返却します。

残高証明書（残高確認書）は相続人等からの依頼により発行いたします。

代理人が発行依頼する場合は委任状と委任者（相続人）の印鑑証明書も必要です。

### 2. 発行手数料（2026年4月1日現在）

1通につき440円（税込）となります。

#### （1）定期預金の経過利息について

- ① 定期預金の経過利息表示欄にチェックを入れた場合の手数は1通につき2,200円（税込）となります。
- ② 経過利息表示の対象口座（定期預金口座）を保有していなかったとしても差額は返金されません。
- ③ 経過利息が発生していなかったとしても差額は返金されません。

#### （2）投資信託の残高証明について

- ① 投資信託の残高証明書（残高確認書）を希望される場合は、預金等の残高証明書発行手数料とは別に1通につき440円（税込）を申し受けます。手数料をお振込等の際にご注意願います。  
例1）預金等の「残高証明書」1通と投資信託の「残高証明書（残高確認書）」1通の発行をご希望される場合は合計2通分の発行手数料880円（税込）を申し受けます。  
例2）預金等の「残高証明書（定期預金の経過利息表示あり）」1通と投資信託の「残高証明書（残高確認書）」1通の発行をご希望される場合は2,200円（税込）+440円（税込）=2,640円（税込）を申し受けます。

#### （3）手数料の支払い方法について

- ① 発行手数料は以下の口座へお振込をお願いいたします。
- ② 当金庫本支店窓口でもお支払いいただけます。
- ③ 別途「相続手続依頼書」を同時に提出し相続預金解約手続時に解約金から差し引くことも可能です。解約手続後に残高証明書を発行いたしますのでお時間をいただくことをご了承ください。

#### （4）その他

- ① 証明書は手数料の収納を確認後に発行いたします。
- ② 証明書発行手数料をお振込される方で領収書をご希望の場合は、「領収書発行を希望します」にチェック「✓」をしてください。

### 3. 発行手数料振込先

|           |                                     |               |
|-----------|-------------------------------------|---------------|
| 金融機関名・支店名 | チュウオウロウドウキンコ<br>中央労働金庫              | ホンテン<br>本店営業部 |
| 預金種目・口座番号 | 普通預金                                | 0106452       |
| 受取人名      | ロウキンソウゾクサポートフリコミグチ<br>ろうきん相続サポート振込口 |               |

※ご依頼人名の前に、受付番号【 - 】を付して振込をご依頼ください。

<例> 26-1234 労金太郎